

（目的）

第一条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって県民生活の平穩を保持することを目的とする。

（粗暴行為の禁止）

第二条 何人も、道路、公園、広場、駅、興行場その他公衆が出入りできる場所（以下「公共の場所」という。）又は汽車、電車、乗合自動車その他公衆が利用することができる乗物（以下「公共の乗物」という。）において、多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、いいがかりをつけ、すごむ等の不安又は迷惑を覚えさせるような言動をしてはならない。

2 何人も、祭礼又は興行その他の娯乐的催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、正当な理由がないのに、わめき、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させる等の方法によりその場所における混乱を誘発し、又は助長するような言動をしてはならない。

3 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、刃物、鉄棒、木刀その他これらに類する物で人に危害を加える器具として使用できるものを振り回し、突き出す等公衆に不安又は迷惑を覚えさせるような行為をしてはならない。

（卑わいな行為の禁止）

第二条の二 何人も、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような行為であつて、次に掲げるものをしてはならない。

一 次に掲げる場所又は乗物にいる人の通常衣服その他の身に着ける物（以下この条において「衣服等」という。）で覆われている下着又は身体を写真機、ビデオカメラその他の機器（衣服等を透かして見ることができるものを含む。以下この号において「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は撮影する目的で写真機等を向け、若しくは設置すること。

イ 住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所

ロ 公共の場所又は公共の乗物（イに該当するものを除く。）

ハ 学校、事務所、タクシーその他不特定又は多数の者が利用し、又は出入りする場所又は乗物（イ又はロに該当するものを除く。）

二 前号イからハマでに掲げる場所又は乗物にいる人の通常衣服等で覆われている下着又は身体をのぞき見し、又は衣服等を透かして見ることができる機器を用いて見ること。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような行為であつて、次に掲げるものをしてはならない。

一 衣服等の上から又は直接人の身体に触れること。

二 前号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること（前項に該当するものを除く。）。

（金品の不当な要求行為の禁止）

第三条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、立ちふさがり、つきまとい、いいがかりをつける等の方法により不安又は迷惑を覚えさせるような言動をし、金品を要求してはならない。

（入場券等の不当な売買行為の禁止）

第四条 何人も、入場券、観覧券、指定券その他公共の娯楽施設を利用し得る権利を証する物（以下「入場券等」という。）を不特定の者に転売するため、又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、入場券等を、公共の場所又は公共の乗物において、買い、又はうろつき、人に立ちふさがり、つきまとい、若しくは呼び掛け、ビラその他の文書若しくは図画を配り、若しくは掲出し、若しくは公衆の列に加わつて買おうとしてはならない。

命ずることができる。

- 5 何人も、第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる行為（以下この項において「客引き等」という。）の状況等を勘案して、この項の規定による規制を行う必要性が高いと認められるものとして公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となる者を待つてはならない。
- 6 警察官は、前項の規定に違反する行為をしている者に対し、当該違反する行為を中止することを命ずることができる。

（モーターボート等による危険行為の禁止）

第八条 何人も、河川、湖沼、池等において、みだりに、モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟、水上スキー又はヨットを疾走させ、急転回し、縫航する等により、その付近で手こぎのボートその他の小舟に乗っている者又は水泳、水遊び、釣り等をしている者に対し、危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

（粗暴な売買行為等の禁止）

第九条 何人も、住居その他現に人がいる建造物を訪れて、物品の売買、交換、配布、加工若しくは修理、権利の売買、役務の提供又は広告若しくは寄附の募集（以下「売買等」という。）を行うに当たり、相手方に対し、不安又は迷惑を覚えさせるような行為であつて、次の各号に掲げるものをしてはならない。

- 一 売買等の申込みを拒まれたにもかかわらず、物品を展示し、座り込む等速やかにその場から立ち去らないこと。
- 二 害を加えるような氣勢を示す等著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に対して、売買等を行うに当たり、不安又は迷惑を覚えさせるような著しく粗野又は乱暴な言動をしてはならない。
- 3 何人も、依頼又は承諾がないのに、物品の配布、加工又は修理、広告その他役務の提供を行つて、不安又は迷惑を覚えさせるような言動をし、その対価又は報酬を要求してはならない。

（つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の禁止）

第十条 何人も、正当な理由がないのに、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等を反復して行つてはならない。この場合において、次項第一号から第四号まで及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居等（住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所又は通常所在する場所をいう。次項第一号において同じ。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

- 2 前項の「つきまとい等」とは、特定の者に対し、不安又は迷惑を覚えさせるような行為であつて、第一号から第八号までのいずれかに掲げるもの（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等を除く。）をいい、「位置情報無承諾取得等」とは、特定の者に対し、不安又は迷惑を覚えさせるような行為であつて、第九号又は第十号のいずれかに掲げるもの（同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等を除く。）をいう。
 - 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
 - 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、凶画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することが

できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為をすること。

3 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

（迷惑ビラ等の配布行為等の禁止）

第十一条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次の各号のいずれかに該当するもの及び電話番号その他の連絡先を掲載したビラ、パンフレットその他の物品（以下「迷惑ビラ等」という。）を配布してはならない。

一 人の衣服を脱いだ姿態、下着姿、水着姿等又は性的な行為を表す場面の写真又は絵であつて、人の性的好奇心をそそるもの

二 卑わいな文言、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供を表す文言その他の表示

2 何人も、公衆電話ボックス内、公衆便所内その他公衆が出入りすることができる建築物内又は公衆の見やすい場所に、迷惑ビラ等をはり付けその他の方法により掲示し、又は配置してはならない。

3 何人も、みだりに人の住居、店舗、事務所等に迷惑ビラ等を配り、又は差し入れてはならない。

（罰則）

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二条の二第一項第一号の規定に違反した者

二 第十条の規定に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二条の二第一項第二号又は第二項の規定に違反した者

二 第四条の規定に違反した者

3 常習として第一項の違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 常習として第二項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十三条 第七条第二項の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一 第二条の規定に違反した者

二 第三条の規定に違反した者

三 第五条、第六条、第七条第一項、第八条又は第九条の規定に違反した者

四 第十一条の規定に違反した者

- 3 第七条第四項の規定による警察官の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- 4 第七条第六項の規定による警察官の命令に違反した者は、二十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- 5 常習として第一項の違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 6 常習として第二項の違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項、第二項第三号（第七条第一項に係る部分に限る。）若しくは第四号又は第三項から第六項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則 （略）